

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

- お知らせ ○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与課 1頁  
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… 福利・給与課 2頁

### お 知 ら せ

令和3年11月29日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

#### 三重県条例第四十四号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百五十七・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十二・五</p> <p>二 十二月 百分の百六十二・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百五十七・五</p> <p>2 (略)</p>

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

発行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会